



## 歴史的な転換に向かう中国環境保全事業

Ouyang Ne  
OECC 中国北京連絡事務所 欧陽訥

昨年12月3日公布された国務院の「決定」は、環境保全をさらに重要な戦略的な位置付けとした。「決定」を確実に貫徹するため、今年4月17日、「第六次全国環境保護大会」が開かれ、温家宝総理は基調講演をし、環境保全事業の「三つの転換」を呼びかけた。この大会をきっかけとして、中国の環境保全事業は新しい時期に入る。

「十・五計画」期間に、経済成長を推進するとともに、一連の措置を取って環境保全を強化したため、資源の消耗と汚染物質の発生量が大幅に増加しても、環境汚染と生態破壊が加速している勢いは緩和されている。しかし、全国の環境状況は依然としてかなり深刻であり、計画期間の経済指標は概して達成されたが、環境指標についてみれば、例えば2005年度のSO<sub>2</sub>排出量は2000年度より27%増え、CODはわずか2%減り、両方とも10%の削減目標を達成しなかった。

「十一・五計画」期間における環境目標は、2010年まで、穏やかな成長と同時に、重点地区と都市の環境は改善され、生態悪化の勢いは基本的に抑えられるものとなっている。単位GDPあたりのエネルギー消費量は、「十・五計画」の末期より約20%減、主な汚染物質の排出量は10%減、森林被覆率は18.2%から20%に向上することとされた。

この目標を達成する鍵は、「三つの転換」を速めて実現させることである。その第1は、「成長重視・環境軽視」から「環境・成長ともに重視」への転換であり、環境保全の強化を経済構造の調整と成長方式の転換の重要な手段としている。第2は、環境保全が経済発展に遅れたことから、環境・経済の同じステップへの転換であり、「新たな負債」をせず、「古い負債」を多く返済し、「まず汚染、後で処理」という状況を変える。第3は、行政手段を主とした環境保全から、法律、経済、技術及び必要な行政手段の総合的な活用による環

境問題の解決への転換であり、経済法則と自然法則に遵って環境保全のレベルを上げる。

国家環境保護総局は、新時期の歴史的な転換を推進するため、昨年11月13日松花江流域重大水質汚染事件を鏡として、一連の方策を策定した。まず、飲用水安全の確保を最も重要な位置に付けている。国務院「決定」による7項目の重点任务については、汚染防止を重点とし、さらに、飲用水安全の確保を汚染防止の第一の要務としている。さらに、環境管理部門の基本的な責務が、法律執行及び監督であることを明確にし、完璧な環境法規執行と監督体系の整備を強調し、環境影響評価制度の強化、汚染物質排出総量規制制度の推進及び環境目標責任制度の施行によって、その責務を強める。

また、政策決定と環境管理の根拠となる先進的な環境モニタリングと警報体系の整備については、すでに着手されている。

2006年度の環境保全事業の要点は、次のようになる。

- 「第六次全国環境保護大会」の主旨を踏まえ、歴史的な転換を促進すること。
- 法律によって汚染防止を強めること。重点は飲用水源の保護、生産とエネルギー消費が過剰な汚染企業の閉鎖、地方政府及び企業に対する検査による汚染事故の予防と応急措置である。
- 環境目標責任制度と責任追及制度を断固に実施すること。今後5年間にSO<sub>2</sub>とCODの削減目標が10%であるので、2006年度の2%の削減指標を各地方政府に課し、目標と責任を明らかにする。
- 環境管理の能力建設を強めること。先進的な環境モニタリングと警報体系の整備、完璧な環境法規執行と監督体系の整備及び環境基礎施設と条件の改善を計画している。